

○茅野市生涯学習のまちづくり推進事業補助金交付要綱

平成2年5月1日

告示第42号

改正 平成11年3月30日告示第51号

令和3年5月28日告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習のまちづくり推進のため、個性豊かな地域づくりを目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和39年茅野市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 補助金交付の交付対象者、対象事業、対象経費及び補助金額は、次によるものとする。ただし、他の補助金制度の適用を受ける事業は、対象としない。

交付対象者	対象事業	対象経費	補助金額
区 自治会	地域づくり推進事業 (1) 伝統文化の継承発展事業 (2) 祭行事又はふるさとづくり記念事業 (3) 地域づくり文化イベント事業 (4) 歴史的文化整備事業	事業に要する経費(会議経費は、除く。)	対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。
市長が特に認めた者	市長が特に認めた独創的又は個性的な事業		市長が別に定める額

(補助金の交付回数)

第3条 補助金の交付は、同一事業は、1回限りとする。

(事業の計画)

第4条 この事業を実施しようとするものは、前年度の10月末日までに生涯学習のまちづくり推進事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業の採択)

第5条 前条の規定により提出された事業計画を審査するため、生涯学習のまちづくり推進事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、市職員の中から市長が任命する。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、生涯学習のまちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施に必要となる設計書、設計図又は構想を示した書類
- (2) 事業に係る収支予算書(様式第3号)

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、生涯学習のまちづくり推進事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過を示す写真
- (2) 事業に係る収支決算書（様式第5号）
- (3) 補助対象経費に対する支払証明書

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 平成2年度に実施する事業については、第4条の規定は適用しない。

前 文（平成11年3月30日告示第51号） 抄

平成11年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

様式略